

- 本資料には、「委員限り」の数値等が含まれています。
- 「委員限り」の数値等には言及せずに、御審議頂くようお願いいたします。

# 「加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方について」に対する意見

平成27年5月29日  
ソフトバンクモバイル株式会社

# 基本的な考え方

- 2015年5月26日に開催された第27回接続政策委員会において、関係事業者ヒアリング（公開・非公開）が行われ、NTT東日本殿・NTT西日本殿より、「加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方について」に対する意見」が提出されましたが、当該意見については、公正な競争促進という委員会での検討視点を無視した意見であり、弊社としては本意見の採用に断固反対致します。
- 2015年5月27日に、KDDI殿、DSL事業者協議会殿と連名で特に重要な論点について意見書を提出させて頂きましたので、改めて提示させて頂きます。
- 併せて、個別の論点についても弊社意見を提示させて頂きます。

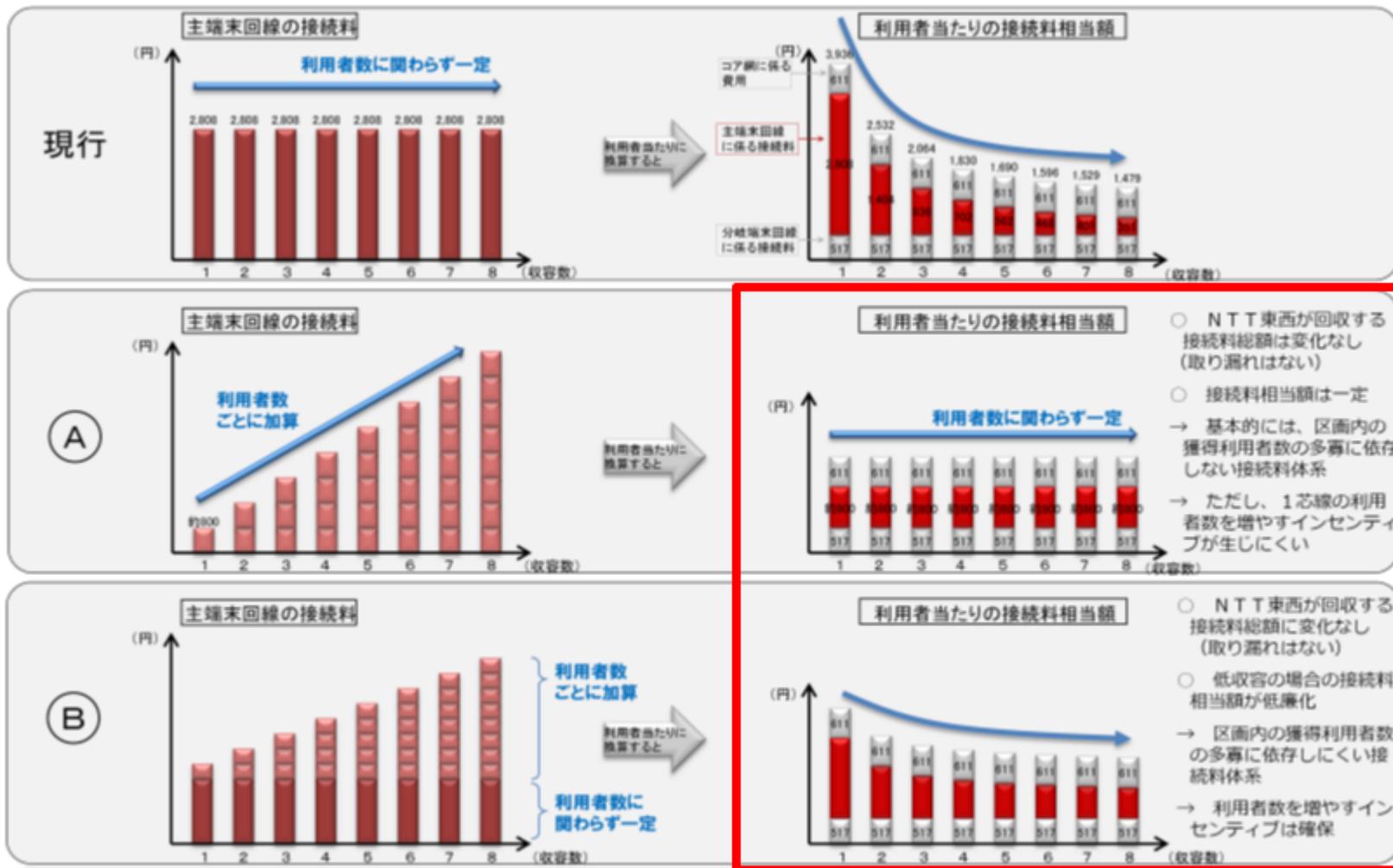
## (参考) KDDI・DSL事業者協議会・SBM連名意見書 (2015年5月27日)

### 【意見①】

- 芯線利用率向上、新規参入促進のため、本質的な対応とされていた光配線区画の拡大を代替する競争政策として、接続料体系の見直しが必要。
  - NTT東西殿の提案する減価償却方法の見直しは、全く異なる議論。
- 
- 光配線区画の見直し等の第二次答申後の取組は全く効果を上げていない。接続事業者が収容率向上を図ることが困難な状況に変化はなく、NTT東西殿と対等に競争できる環境は実現されていない。
  - 2014年12月18日情報通信審議会答申においても、「事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要」と指摘があり、接続政策委員会において接続料の算定方法の在り方を含めた議論が行われてきたものと理解。
  - 競争阻害要因を解消し、「接続」による新規参入を容易にするためには、公正性・適正性の観点から、NTT東西殿の設定した光配線区画の広さ（区画内の世帯数の多寡）に依存しにくい接続料金体系(図1)への見直しが必要。

# (参考) KDDI・DSL事業者協議会・SBM連名意見書 (2015年5月27日)

(図1) 接続料金体系の見直し\_事業者提案A・B



※第26回接続政策委員会資料2\_P44,48をベースに弊社共にて一部加筆

收容数による影響を低減

【意見②】

- 光コラボレーションモデルの促進だけでは、多様な競争は実現されない。
- NTT東西殿は、光コラボレーションモデルにおいても一定の新規拡大が図られていると主張しているが、90%近くが転用に過ぎない。
- 光コラボレーションモデルについては、これまでも接続事業者が一様に主張している通り、NTT東西のサービスの再販売に過ぎず、サービスはNTTフレッツと同じものであり、料金競争も起きない。
- 光コラボレーションモデルのみが促進されれば、NTT東西殿のフレッツの独占力が高まり、結果、NTT東西殿の収容率のみが向上し、NTT東西殿の競争力が強化される。更に光コラボレーションモデルには、他の競合サービスへの移行を制限する条項もあるため、「接続」での競争がより一層困難になる。
- 速度、品質、宅内装置等におけるサービスの多様化・競争の促進のためには、「接続」方式の拡大が不可欠であり、今回の見直しにおいては「接続」方式の利用拡大につながる政策（接続料体系の見直し）を行うべき。

【意見③】

- NTT東西殿の提案する減価償却方法見直しについては、実施が確約されたものでなく、そもそも、償却期間全体としての償却額が減少するものではない。
  - 実効性も不透明な想定をもとに試算された効果に期待して、接続料体系の見直しの議論を見送ることには反対。
- 
- 減価償却は資産の償却可能価額を耐用年数にわたって規則的に配分するものであり、定率法から定額法へ変更しても、償却期間内の償却価格が変わるものではなく、後年度に負担を先送りするものに過ぎない。
  - NTT東西殿の提案する減価償却方法の見直しやコスト削減の見直しについては、公正な競争促進の観点からの接続料体系の見直しとは全く別の問題であるとともに、NTT東西殿の提案する減価償却方法の見直しやコスト削減の見直しは、NTT東西殿資料（5月26日接続政策委員会資料2）においても、「IFRSの導入の検討に着手」、「定額法への見直しを検討」や「コストを削減していく考え」等、何ら実施を確約する記載はない。
  - このように、その実効性も不透明な想定をもとに試算された効果の提案に依拠して、接続料体系の見直しを見送るべきではない。

【意見④】

- NTT東西殿は、減価償却方法の見直し等を口実として、3月のヒアリングと同じ主張を繰り返し議論を遅延・混乱させている
- 今回NTT東西殿が提出された接続料算定見直しに対する反論は、3月に実施されたヒアリングおよびその後の追加質問において述べられた主張の繰り返しと理解。
- 本年夏頃の答申にむけ、委員会の開催回数も時間も限られている中、各社が公平に意見を述べる機会を設定いただいたにも係らず、NTT東西殿のみが、減価償却方法の見直し等を口実として、従来の意見を繰り返すことは、いたずらに議論を遅延させるものである。

【意見⑤】

- 電柱・土木設備のコストは、敷設されるケーブル種別・ケーブル長・ケーブル本数により決定される。
  - 競争政策上、コストをどのように負担するのが公正・適正なのか、より合理的なのか、現行の基準を前提とせずに見直す必要があるのではないか。
- 
- 電柱・土木設備のコストは、敷設されるケーブル種別・ケーブル長・ケーブル本数等により決定されるものであり、芯線数に連動して電柱・土木設備の設備量・保守費・減価償却費が増加するものではない。  
(例：100芯ケーブルが400芯ケーブルに増加した場合でも、ケーブル長が変動しなければ電柱本数・管路長は増加するものではない。)
  - 競争政策上、コストをどのように負担するのが公正・適正なのか、より合理的なのか、芯線単位としている現行の基準に縛られずに十分な検討が必要ではないか。

【意見⑥】

- メタル回線と光回線の配賦見直しについては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」で十分に議論された結果であり、今、見直しの議論を行う必要はない。
- NTT東西殿が、コスト把握方法を見直すのであれば、メタル側のコスト把握方法を見直すのが適当との意見を述べているが、メタル回線と光回線のコスト配賦については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」で十分な議論が行われ、平成23年5月の報告書に基づき、平成24年度の接続会計から見直し後の配賦基準が適用されているところ。
- 実施後、2年しか経過しておらず、当時の結論に対して見直しが必要となるような大きな環境変化もない状況で、メタル回線と光回線の配賦について、今、見直しの議論を行う必要はない。

【まとめ・要望】

- 本委員会においては、「事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげること」が目的と理解。
- よって、NTT東西殿が設定した光配線区画により、事業者の事業運営が大きく左右され収容率に大きな差が生じることに起因した競争阻害要因を解消するため、接続料体系の見直しについて早急に結論を出していただきたい。
- NTT東西殿の提案する減価償却方法の見直しやコスト削減の見通しは、この目的を達成するものではない。
- NTT東西殿の接続料原価の精緻化や適正化は当然実施すべきものであり、競争政策の議論に直接影響すべきものではない。

# 各論に対する意見

それぞれの論点に対する弊社意見と、NTT東西殿意見に対する意見を次スライド以降において、述べさせていただきます。

なお、弊社としての考えに変更がないことから、平成27年3月19日事業者ヒアリングおよびその後の追加質問への回答と重複する意見がございますが、ご了承くださいませようお願い致します。

## 論点詳細

これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組の成果をどのように評価すべきか。

## 【第二次答申の整理】

光配線区画の見直しは、「他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、**競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応**」



結論	配線区画 見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>● 既存の光配線区画の統合</li><li>● 接続事業者向けに光配線区画を新設</li><li>● 補完的措置としてエントリーメニュー導入</li></ul>
	分岐単位 接続料	<ul style="list-style-type: none"><li>● 光配線区画見直しにより、<b>競争阻害要因が解消されることを前提に設定見送り</b></li></ul>

# 論点1-1: 第二次答申後の取組に関する評価について

<前ページ続き>

## 【第二次答申後対応策結果】

### 1. 既存光配線区画 見直し

- 統合率はごく僅か(NTT東殿で約**0.9%**、NTT西殿で約**3.1%**)
- NTT東西殿も**抜本の見直しは困難**とコメント\*

※「可能な範囲で統合等は進めていくものの、抜本的に見直すことは困難です。」  
(平成26年12月18日「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申案に対するNTT東西殿意見抜粋)

### 2. 接続事業者向け 光配線区画新設

- 高額な費用発生により**利用意向事業者なし**  
(分岐端末回線月額料金:261円⇒**503円**、システム開発費:**14億円**)※

※ 平成27年2月19日\_第22回接続政策委員会資料より

### 3. エントリーメニュー

- **利用実績なし**(非競争エリア限定且つ3年間の支払総額変わらず)

光配線区画見直し等の取組は、**効果を上げていない**

第二次答申の前提が崩れている以上、  
**接続料算定方式について見直しを行うことが不可欠**

# 論点1-1:第二次答申後の取組に関する評価について

## NTT東西殿意見要旨

- 他事業者による加入光ファイバの利用環境の整備に対して出来ることは全て実施しており、FTTH市場に参入するか否かは、もはや事業者の参入意欲の問題。
- 何故新規事業者が参入しないのか、より深掘りした議論・検討が必要。

## 弊社意見

### <既存配線区画の見直し>

- NTT東西殿は、「可能な範囲で統合は進めていくものの、**抜本的に見直すことは困難**です。」との意見を自ら表明済み。(平成26年12月18日「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申案に対するNTT東西殿意見抜粋)
- 第27回接続政策委員会までの主な意見の概要においても、「**光配線区画の見直し等の第二次答申後の取組は思ったように成果が上がっていない。光配線区画の拡大は、利用者のいない区画等に限られるということ**を前提に、**接続料の算定方法の見直しなど、競争促進のための更なる政策を検討すべき**」と評価されている。
- 第27回接続政策委員会資料3\_P.50にあるように、NTT東西殿自身がサービス移行に対する制約を設定している場合等があるにも関わらず、容易にユーザ移行が可能というNTT東西殿の主張は、適切ではない。

### <接続事業者向け光配線区画の設定>

- 現時点で利用する事業者がいないことから、**取組が効果を上げていないことは明らか**。
- 接続事業者は、5年間で約70億円(14億円\*×5年)もの高額なシステム開発費を追加コストとして求められるものであり、また、統合もすべての区画ができるものではない。
- 分岐端末回線接続料の上昇、屋内配線の転用比率の低下等、総合的な評価として、効果がないと判断。

※平成27年5月26日NTT東西殿ヒアリング資料(接続政策委員会資料2)P.25より

# 論点1-1: 第二次答申後の取組に関する評価について

## NTT東西殿意見要旨

- 他事業者による加入光ファイバの利用環境の整備に対して出来ることは全て実施しており、FTTH市場に参入するか否かは、もはや事業者の参入意欲の問題。
- 何故新規事業者が参入しないのか、より深掘りした議論・検討が必要。

## 弊社意見

### <エントリーメニュー>

- 現時点で利用する事業者がないことから、**取組が効果を上げていないことは明らか。**
- 非競争エリア限定且つ3年間の支払総額は変わらない。

### <接続料の低減>

- そもそも、NTT東西殿は、2ユーザ獲得すれば、1,700円/月と示されているが、次スライドに記載の通り、加入光ファイバ区間だけでも、主端末回線料・分岐端末回線料に加え、屋内配線利用料・回線管理運営費が月額利用料として必要となるほか、新規敷設の場合の工事料を負担することが必要。**NTT東西殿説明資料は主端末回線・分岐端末回線接続料のみ示しており、誤解を与える不適切な説明である**と考える。
- 新規参入が困難な状況は改善されないどころか、「**他事業者が低廉なユーザ料金を設定し市場に参入することは既に十分可能**」とのご主張は**全く事実と反するもの**と考える。

# 論点1-1: 第二次答申後の取組に関する評価について

- 接続事業者がFTTHサービスの提供にあたり必要な費用水準は以下の通りであり、現在の市場価格(NTT東西殿割引後価格3,600円~4,600円程度)に対抗するには非常に厳しい状況。
- FTTHサービスに参入して10年以上、シェア70%以上のNTT東西殿が収容率3/8程度であり、**新規参入事業者が参入後短期間で3/8まで収容率を向上させるのは実質困難。**

## 【接続事業者の費用負担】\*

収容数	NTT東西殿への支払い				④ONU	⑤コア網の平均費用	費用合計
	①主端末回線 +分岐端末回線 (回線あたり)	②屋内配線 +回線管理運営費	③工事費	計			
1	3,079円	246円	370円	3,695円	170円	611円	4,476円
2	1,675円	246円	370円	2,291円	170円	611円	3,072円
3	1,207円	246円	370円	1,823円	170円	611円	2,604円

NTT東西殿は  
この料金のみを提示

仮に、1~2収容(平均1.5)の場合の費用合計は、**3,774円/月**、NTT西殿の実売価格3,610円を上回る

### 【費用項目】

- ① 主端末回線料2,808円÷収容数+分岐端末回線料271円
- ② 屋内配線利用料185円+回線管理運営費61円=246円
- ③ 工事費(屋内配線新設工事費:17,821円+分岐端末回線工事費:4,307円=約22,000円を仮に60か月で回収すると想定した場合、22,000円÷60か月=約370円)
- ④ ONU(仮にONUを10,000円と想定し60か月で回収する場合、10,000円÷60か月=約170円)
- ⑤ コア網の平均費用(収容利用者が3の場合の接続料と同額と仮定、611円)

※ 2/19接続政策委員会資料に、③工事費、④ONUの負担を加えたもの。上記設備費に加え、営業・販売コストが必須

※ 数値は全て平成26年度NTT東日本殿の数値

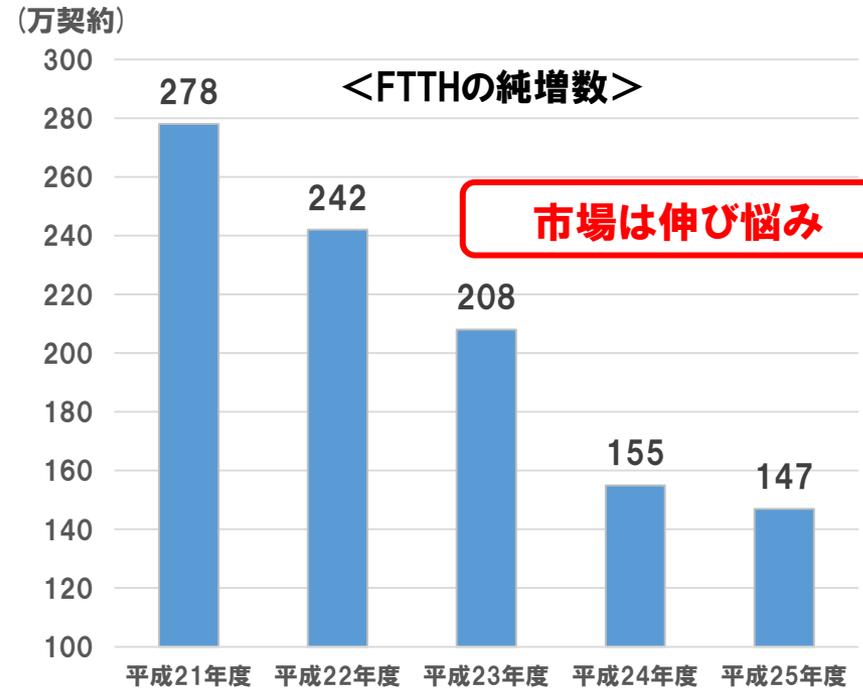
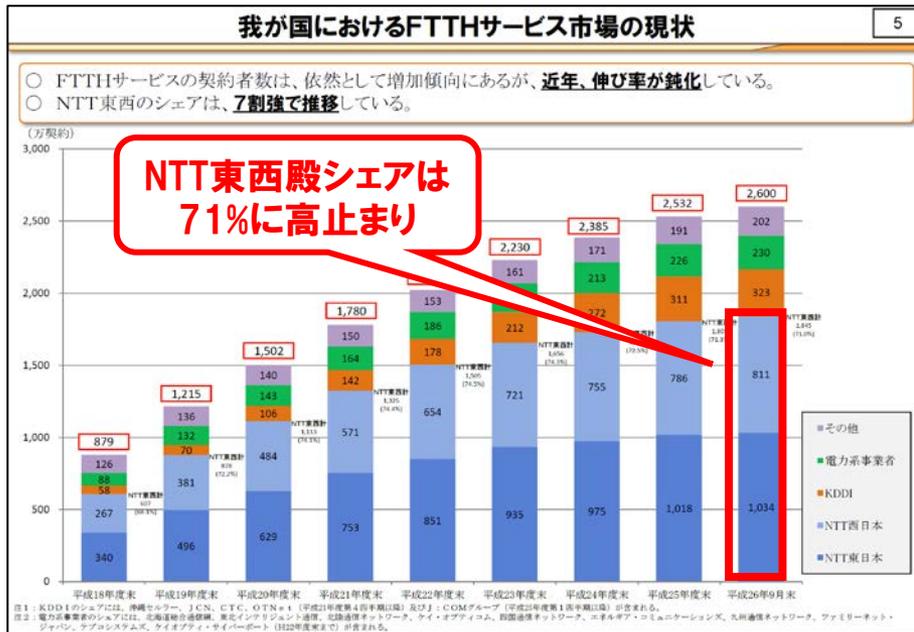
# 論点1-2: 接続事業者の参入を容易にするための更なる措置

## 論点詳細

- 加入光ファイバに係る接続料の推移や、これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組の成果を踏まえて、接続事業者の参入を容易にするための更なる措置を検討する必要があるか。

以下①～③の理由により、新規参入促進のための更なる措置を導入し、**利用率向上を図るべき**

### ① FTTH市場の伸び率は鈍化する中、NTT東西殿のシェア高止まり



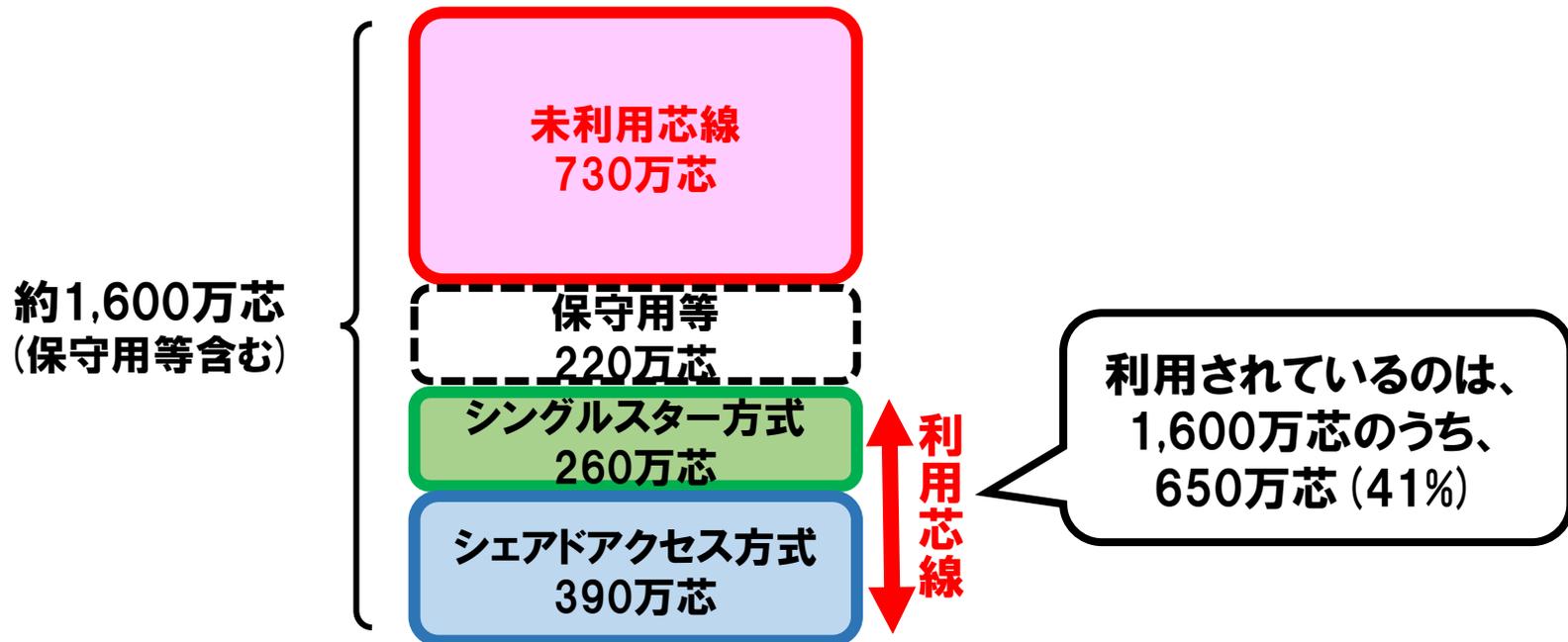
平成27年2月19日\_第22回接続政策委員会資料に弊社で一部追記

<次ページに続く>

## 論点1-2: 接続事業者の参入を容易にするための更なる措置

<前ページ続き>

- ② NTT東西殿の芯線利用率は41%に低迷し、**約60%の未利用芯線の費用を41%の利用芯線で負担している状態。**  
**芯線利用率向上は最重要課題**であり、敷設された光ファイバを有効活用し、サービス利用を促進する政策が必要。



平成27年2月19日\_第22回接続政策委員会資料より弊社作成

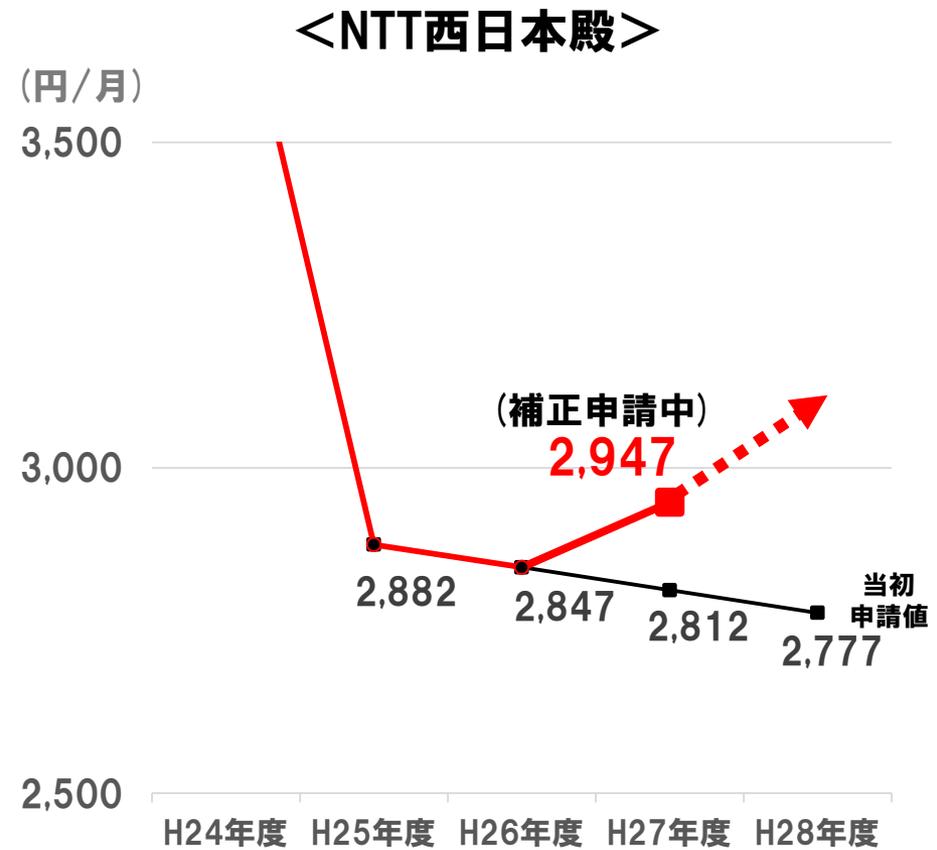
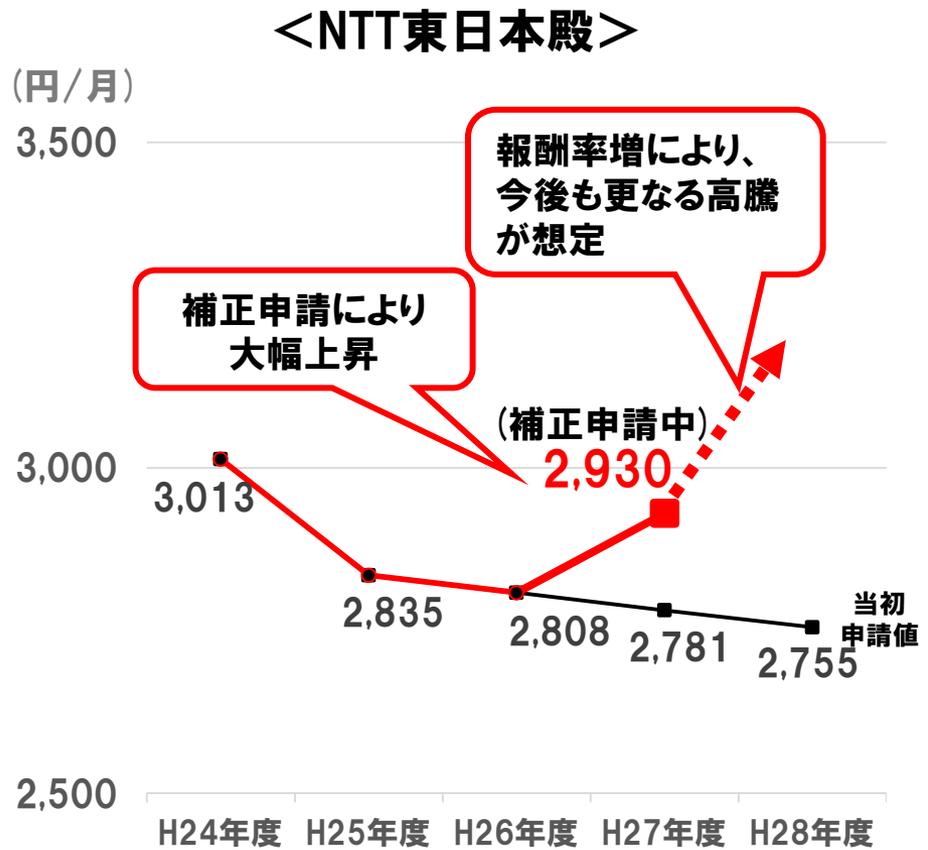
<次ページに続く>

# 論点1-2: 接続事業者の参入を容易にするための更なる措置

<前ページ続き>

③ 芯線利用率が低迷したまま(41%)であり、報酬率増の影響を回避できず、接続料が上昇。今後も上昇が予想され、**新規参入のハードルは更に高いものに**

## 【シェアドアクセス方式の主端末回線接続料推移】



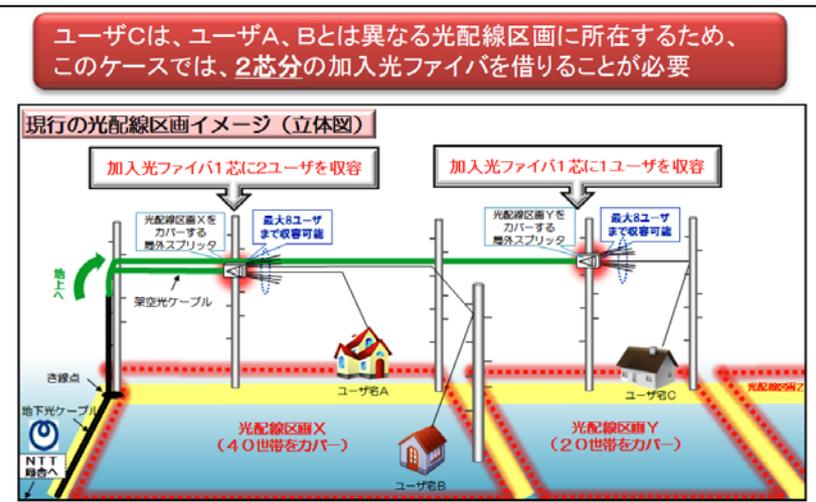
# 論点1-2: 接続事業者の参入を容易にするための更なる措置

## 論点詳細

- ・ 第二次答申後の取組が本質的な成果を上げていないと評価する場合、競争阻害要因を解消し、「接続」による新規参入を容易にするためには、どのような措置を講ずるべきか。

## 【光配線区画に係る問題点】

- ① 1のスプリッタがカバーする地理的範囲（光配線区画）は、NTT東西が決定。  
(隣の区画の利用者を収容することは物理的に不可能)
- ② 1光配線区画に存在する世帯の数は、40-50程度(集合住宅を含む)。  
(1芯の主端末回線を共有することのできる潜在的な利用者数が物理的に制約されるおそれ)



平成27年2月19日\_第22回接続政策委員会資料より

**光配線区画には物理的な制約が存在、  
更に、集合住宅を除く平均世帯数は20~30程度と想定  
採算が取れるレベルまで収容数を増加させることが困難**

<次ページに続く>

## 論点1-2: 接続事業者の参入を容易にするための更なる措置

<前ページ続き>

具体的には、

- ① NTT東西殿と同程度の収容率3/8を獲得するためには、**30%以上のシェア\***が必要

※マンションを除く光配線区画あたり世帯数20戸(想定)×超高速ブロードバンド利用率約50%×シェア30%≒3収容

- ② 新規参入事業者は、収容率で勝るNTT東西殿\*に対し**コストハンデを抱えたまま競争を強いられる**

※平成26年度末時点見込みで、NTT東殿:3.8、NTT西殿:3.1(平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定(申請概要)より)

以上から、現在の市場環境では**新規参入は困難**

**収容率に依存しない競争環境が必要**

## 論点1-2: 接続事業者の参入を容易にするための更なる措置

### 論点詳細

- ・電気通信事業者にとって、「自己設置」や「卸」に加えて、「接続」が選択肢の一つになっていることが、FTTH市場における競争の前提として必要ではないか。

- ・FTTH普及促進のためには、様々な選択肢があることが有効
- ・特に、**接続によるファイバ利用は、サービス競争の観点から重要な選択肢**(詳細、次ページ)
- ・加えて、接続は、接続料や接続条件が総務大臣の認可制であり、どの事業者にも一律に適用されるため、公正な競争環境が確保可能

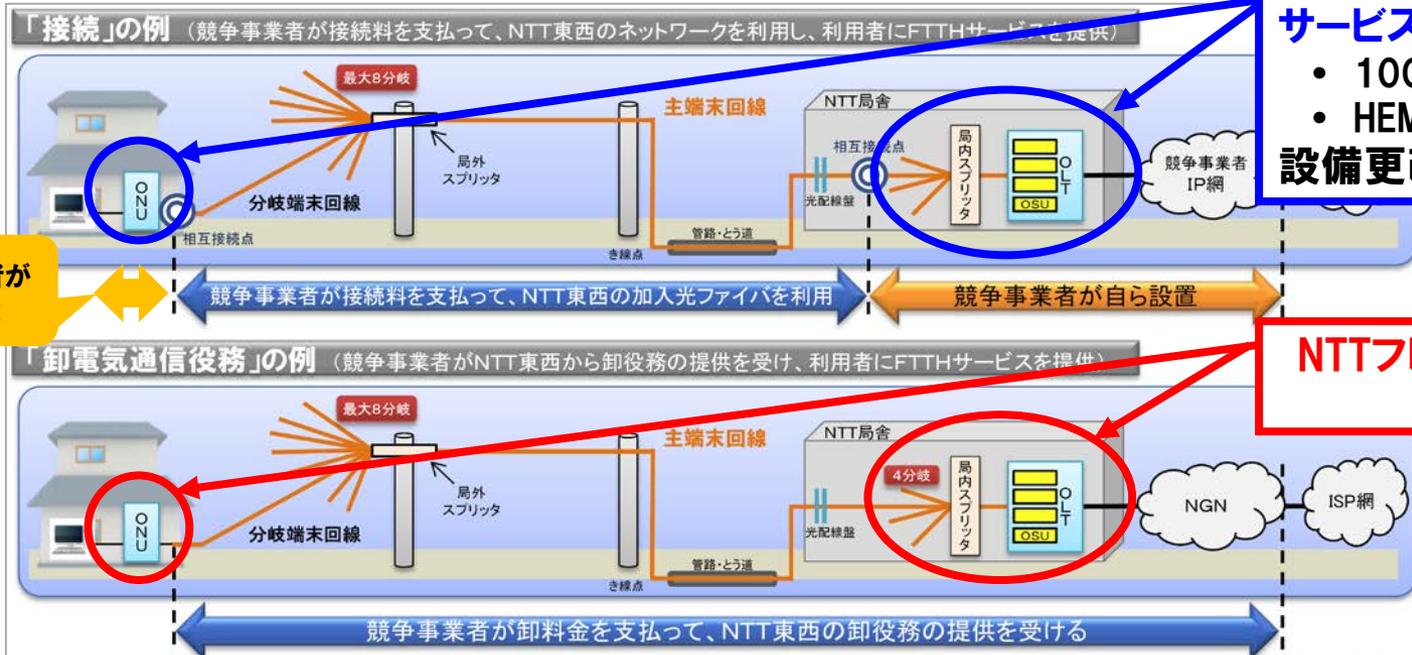
<次ページに続く>

# 論点1-2: 接続事業者の参入を容易にするための更なる措置

<前ページ続き>

## サービス競争

- 「サービス卸」は、**再販に過ぎず、フレッツと同スペック**
- 接続によるファイバ利用は、自らも局内装置 (OLT/OSU等) や宅内装置 (ONU) を設置するため、**サービスの工夫がしやすく、様々なサービスを打ち出すことが可能**  
(例) 10Gbpsの高速通信、または低速低料金のサービス、HEMS・家電制御等の高付加サービス



各社が自由に  
サービススペックを決定

- 10Gbps高速化
- HEMS/家電制御等  
設備更改等の制約なし

NTTフレッツのスペック  
に依存

# NTT東西殿への意見

## NTT東西殿意見要旨

- 接続料低廉化の見通しを踏まえた光ファイバ接続料の在り方を検討すべきであり、新規需要の拡大に繋がらず、トータルコストの上昇を招く問題のある算定方法の見直しは避けるべきと考える。

## 弊社意見

### <接続料の見直しについて>

- NTT東西殿の提案する減価償却方法の見直しやコスト削減の見通しは、NTT東西殿資料(5月26日接続政策委員会資料2)においても、「IFRSの導入の検討に着手」、「定額法への見直しを検討」や「コストを削減していく考え」等、**何ら実施を確約する記載はない。**
- このように、その**実効性も不透明な想定をもとに効果が試算された提案**に依拠して、接続料体系の見直しを見送るべきではない。
- NTT東西殿の減価償却方法の見直しやコスト削減の見直しについては、**公正な競争促進の観点からの接続料体系の見直しとは全く別の問題**である。

### <トータルコスト>

- NTT東西殿は、「不公正な利用を誘発することで、非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇」と意見されているが、NTT東西殿が不公正な利用として指摘されている**モラルハザード的な利用はそもそも生じる可能性は低く、トータルコストは上昇しない。**
- また運用や罰則規定を設けることで、解決可能と考える。

(詳細はP.34参照)

## 論点2-1:光配線区画の特定に係る課題への対処の在り方

## 論点2-2:光配線区画の事後的な分割・縮小に係る課題への対処の在り方

## 論点2-3:光配線区画における「8収容」の原則

### 弊社意見

- KDDI殿、ソネット殿が下記のように指摘されている通り、光配線区画の事後的分割・縮小や、事前通知なしの変更は、**収容数の向上が困難となる重大な問題**である。
- 従って、これらの問題について、NTT東西殿は速やかに改善すべきと考える。

○ NTT東西により、光配線区画が事後的に分割・縮小される場合があり、接続事業者が想定した収容数の確保が困難。

(KDDI、ソネット)

○ 区画の変更は接続事業者に事前に通知されないため、接続事業者が当初想定していた光配線区画とは異なる区画で 開通してしまう場合があり、局外スプリッタ当たりの収容数の向上が困難。(ソネット)

平成27年5月26日\_第27回接続政策委員会資料より

# 論点3-1: 接続料原価の算定の在り方

## 論点詳細

- ・ 現在用いられている経済的耐用年数は、合理的なものとなっているか。
- ・ その他、接続料原価の算定の在り方について見直すべき点はないか。

## 弊社意見

### <経済的耐用年数>

- ・ 長期増分費用モデル研究会において、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計が行われた結果、その報告書(平成 27 年1月)において「最新の撤去実績等に基づき推計を行った架空17.6 年、地下 23.7 年とすることが適当である。」とされており、また、この再推計は、現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものである旨が示されている。
- ・ 従って、**再推計後の経済的耐用年数に変更しない合理的な理由はない**と考える。

# 論点3-1: 接続料原価の算定の在り方

## NTT東西殿意見要旨

現在の分岐端末回線接続料の算定方法に起因して、仮に主端末回線のコストに分岐端末回線のコストが含まれているのであれば、コスト把握の精緻化を図り見直していく。

## 弊社意見

分岐端末回線コスト把握の精緻化は、**主端末回線の接続料金体系の見直し議論とは関係なく当然進めていくべきものである。**

# 論点3-2:主端末回線に係る接続料の算定方法の在り方

## 論点詳細

事業者からの提案<sup>①</sup>（分岐単位接続料）について  
加入光ファイバに係る(全ての)接続料原価について、現行のように利用芯線数に応じて費用負担する方法から、契約者数に応じて費用負担する方法へと見直すべきとの意見を、どう考えるべきか。

## 弊社意見

基本的な考え方で示した通り、競争阻害要因を解消し、「接続」による新規参入を容易にするためには、公正性・適正性の観点から、**NTT東西殿の設定した光配線区画の広さ(区画内の世帯数の多寡)に依存しにくい接続料金体系への見直しが必要。**

# 論点3-2:主端末回線に係る接続料の算定方法の在り方

## NTT東西殿意見要旨

利用者単位(=分岐回線単位)で負担するといったコスト負担の見直しは、不公正な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じる。

## 弊社意見

NTT東西殿の主張するモラルハザード的利用は発生しないためトータルコスト上昇の懸念は当たらない。(詳細はP.34参照)

# 論点3-2:主端末回線に係る接続料の算定方法の在り方

## 論点詳細

事業者からの提案 ⑥ - 1 (電柱・土木設備の施設保全費等の負担の在り方)について  
加入光ファイバに係る接続料原価のうち、電柱・土木設備の施設保全費等の費用負担について、現行のように  
利用芯線数に応じて費用負担する方法から、契約者数に応じて費用負担する方法へと見直すべきとの意見が  
あるが、このような意見について、どのように考えるべきか。

## NTT東西殿意見要旨

メタルと光との間の配賦方法を契約者数比としたのは、メタルの特殊事情に鑑み、メタルのコストを特定する  
ために採用したものだ。こうした特殊事情のない光については、従来どおり、設備量に応じて負担する考え方が適  
切。(主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化であれば、検討していく考え)

## 弊社意見

- 電柱・土木設備のコストは、敷設されるケーブル種別・ケーブル長・ケーブル本数等  
により決定されるものであり、**芯線数に連動して電柱・土木設備の設備量・保守  
費・減価償却費が増加するものではない。**  
(例:100芯ケーブルが400芯ケーブルに増加した場合でも、ケーブル長が変動し  
なければ電柱本数・管路長は増加するものではない。)
- 競争政策上、コストをどのように負担するのが公正・適正なのか、より合理的なの  
か、**芯線単位としている現行の基準に縛られずに十分な検討が必要**ではないか。

# 論点3-2:主端末回線に係る接続料の算定方法の在り方

## 論点詳細

事業者からの提案 ③ - 2 (共通経費の負担の在り方)について  
加入光ファイバに係る接続料原価のうち共通費、管理費、試験研究費などの共通経費について、現行のように利用芯線数に応じて費用負担する方法から、契約者数に応じて費用負担する方法へと見直すべきとの意見があるが、このような意見について、どのように考えるべきか。

## NTT東西殿意見要旨

主端末回線及び分岐端末回線の直接費はそれぞれの設備量、つまり芯線の量に応じて発生する費用である以上、間接費である共通経費についても直接費に応じて整理する現行の考え方が適切。

## 弊社意見

- 共通経費のコストは、例えば、業務量や拠点数等により決定されるものであり、**芯線数に連動して増えるコストではない。**
- 競争政策上、コストをどのように負担するのが公正・適正なのか、より合理的なのか、**芯線単位としている現行の基準に縛られずに十分な検討が必要**ではないか。

費用項目	コストの概要	コストドライバ
共通費	営業所等における共通的作業(庶務、経理等)に必要な費用	拠点数・業務量等
管理費	本社等管理部門において必要な費用	業務量等
試験研究費	研究部門において必要な費用	業務量等

# 論点3-2:主端末回線に係る接続料の算定方法の在り方

## 論点詳細

事業者からの提案 ③ - 3 (未利用芯線に係る費用の負担の在り方)について  
加入光ファイバに係る接続料原価のうち未利用芯線に係る費用について、現行のように利用芯線数に応じて費用負担する方法から、契約者数に応じて費用負担する方法へと見直すべきとの意見を、どう考えるべきか。

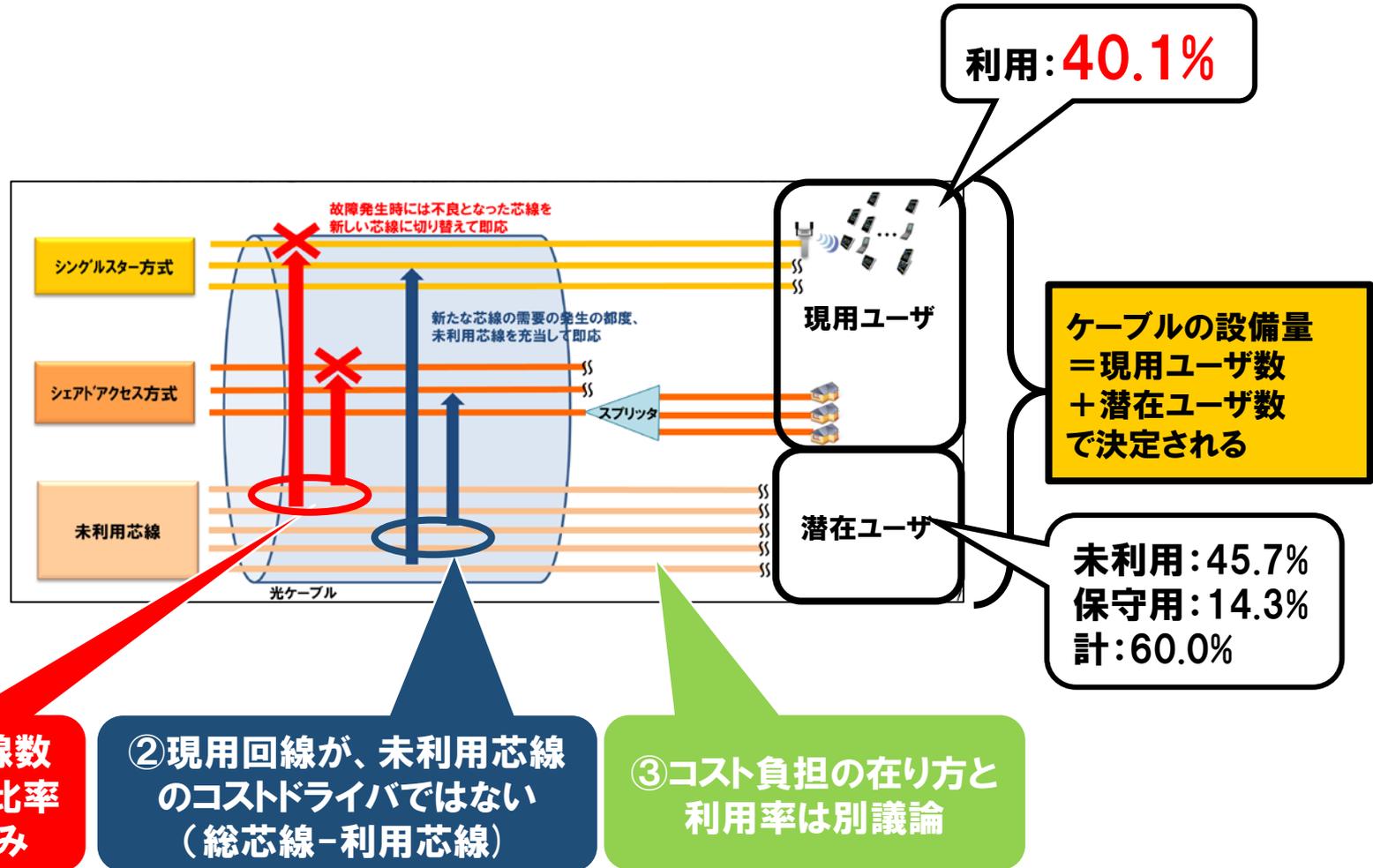
## NTT東西殿意見要旨

未利用芯線は現用芯線の補充のために用意するものであり、従来どおり、使用する芯線単位で負担する考え方が適切。

## 弊社意見

- 光ケーブルの設備の費用は、利用・未利用、保守に係らず、カバーするエリアのユーザ数(需要)を満たすケーブル種別、本数、ケーブル長により決定されるもの。
- 競争政策上、コストをどのように負担するのが公正・適正なのか、より合理的なのか、**芯線単位としている現行の基準に縛られずに十分な検討が必要**ではないか。
- なお、NTT東西殿のご説明は、以下の通り不適切。
  - 未利用回線と保守用回線を未利用回線に一括りにしているが、総回線数の約15%程度を保守用として準備しており、分けて整理する必要があること  
※ さらに、弊社実験(詳細次々ページ参考資料)では、ケーブル内の光ファイバの破断は極めて確率が低いため、故障による同一ケーブル内の切り替えはほぼ発生せず、ケーブル一体としての切り替えが多くを占めると考える
  - 未利用芯線数は、敷設済のケーブル全体から現用回線を引いた残り(=負の相関)であり、**現用回線が直接のコストドライバとなっているものではない**。ケーブル全体の費用は、上記の通り需要(=ユーザ数)により決定される
  - 未利用芯線を含めたコスト負担の在り方と、保守・未利用芯線の比率の多寡そのものは別議論。  
(詳細次ページ)

# NTT東西殿の未利用芯線の考え方に対する弊社見解



※ 第23回接続政策委員会\_NTT東西殿ヒアリング資料に弊社で一部追記

# (参考) 光ファイバ老朽化検証試験 概要

25年間使用したケーブルを用いて試験した結果、さらに20年間(通算45年間)使用した場合でも、心線1万kmあたり破断箇所数は累計3箇所に留まることが判明

## • 試験概要

光ファイバの老朽化検証試験により破断確率の計算式に用いるパラメータを求め、将来の破断確率を計算した。

## • 試験に用いたケーブル

1988年にトラフ内に布設し25年間使用後、2013年に切り替えにより撤去したケーブル

## • 結果(一例)

今回のケーブルをさらに20年間使用した場合に、心線1kmあたりに1箇所の破断が存在する確率は $3.0 \times 10^{-4}$ /km、心線1万kmあたり換算で破断箇所数(累積)は3箇所という計算結果となった。

## • 結論

計算結果から、今回の光ケーブルは少なくとも45年間(実績25年間+さらに20年間)は十分使用可能と想定される。

(理由)

心線1万kmあたり破断箇所3箇所であれば、もし心線が破断した場合でも予備心線に切り替えればよく、ケーブルごと取り替える必要はない。

# 論点3-2:主端末回線に係る接続料の算定方法の在り方

## 論点詳細

事業者からの提案 ⑥ に関する意見:モラルハザード的な利用について

- ・ 費用の一部の負担を「芯線単位」から「契約者単位」に見直した場合、本来シングルスターを利用すべき接続事業者が、故意に、シェアアクセス方式を1収容で利用する「モラルハザード的な利用」が誘発されるとの懸念がNTT東西から示されているが、この点についてどのように考えるべきか。
- ・ 接続事業者からは、シングルスター方式では高いサービスレベルが要求されること、OSUの設備効率を向上させる必要があることからモラルハザード的な利用は発生しないとの意見が示されている。また、運用ルールや罰則規定によりそうした利用を排除することも可能という意見もある。これらについて、どのように考えるべきか。

## NTT東西殿意見要旨

サービス多様性の観点から、主端末回線をどのように利用するか(1芯に何ユーザを収容するか)は事業者のサービス戦略に委ねるべきものであり、モラルハザード的な利用を排除することはできない。

## 弊社意見

- ・ シングルスター方式とシェアアクセス方式については、次ページ記載の通り用途が異なるため、モラルハザード的な利用は発生しない。
- ・ 第27回接続政策委員会資料3\_P.36において、NTT東西殿がご回答されている通り、現時点でも、NTT東西殿利用部門、他事業者とも、原則、**1の主端末回線に収容する分岐端末回線が8に到達するまでは、新たな主端末回線を設置しない運用**となっている(1芯に何ユーザ収容するかを決められる運用にはなっていない)。

# モラルハザード的利用が発生しない理由

NTT東西殿の指摘は、実質1ユーザー向けにしか利用しない(シングルスター方式)にも関わらず、シェアドアクセス方式として安価に利用するケースを指摘していると認識しているが、シングルスター方式とシェアドアクセス方式では用途が異なるため、以下のように、NTT東西殿が想定するような利用は発生しないものと考える。

※委員限り

- シングルスター方式からシェアドアクセス方式への切り替え  
弊社は、シングルスター方式を主に基地局回線や法人向けで利用しており、高いサービスレベルが要求されるため、

赤字部分は委員限り

このような高いサービスレベルを、シェアドアクセス回線で提供することは困難

- 個人向け回線を1回線で利用継続する場合  
OLT/OSUの効率が悪く、事業として成り立たないため、実施する意味がない
- なお、上記の通り、実態として発生はしないものの、不適切な申し込みを排除するという観点に特化すれば、運用ルールや罰則規定により対処することも1つの案と考える。  
(詳細次ページ)

# (参考) 運用規制・罰則規定による対応案

## 運用規制

### <新規申込み>

- 同一配線区画内で、最大収容数(8収容)未満のシェアドアクセスの複数回線利用は不可とする  
(現状のNTT東西殿運用ルールと同じ)

### <既存シングルスター契約からの変更>

- シングルスターからシェアドアクセスへの変更は原則認めない

## 罰則規定

- NTT東西殿、接続約款第7節 割増金、違約金及び延滞利息(割増金)第78条に、加入光ファイバのモラルハザード的利用における罰則規定を追記